



魚津市告示第105号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による魚津市吉島地区土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和元年10月1日

魚津市長 村椿



1 大字及び字の区域の変更に関するもの

大字名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「吉島」に編入する区域	
	字名	地番
相木	朝折	69-1、70から73まで、113から116まで、118から122まで、123-2、132-1
相木新		1-1、7

備考 上記の区域内の国有地、県有地及び市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
	字名	地番
吉島	外山道	171-1、171-2、174から180まで

備考 上記の区域内の国有地、県有地及び市有地の全部を含む。